

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針の一部改正について(案)

1. 改正の概要

○ 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第 104 号)の運用については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)(平成9年健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別添。以下「ガイドライン」という。)において示している。

○ 今般、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会(以下「臓器移植委員会」という。)の意見や関係団体のヒアリング結果を踏まえ、15 歳以上の有効な意思表示が困難となる障害がある者の意思表示の取扱い等について、ガイドラインの改正を行うこととする。

(1) 15 歳以上の有効な意思表示が困難となる障害がある者の意思表示の取扱いについて

○ 「臓器移植医療対策のあり方に関する提言」¹(以下「提言」という。)において、15 歳未満の有効な意思表示が困難となる障害がある者については、知的障害等の有無に関わらず、家族の書面による承諾があるときは臓器提供を可能とするようにガイドラインを改正することが適当であるとされたことを踏まえ、令和4年7月にガイドラインを一部改正し、当該者については、有効な意思表示が困難となる障害がない者と同様に、遺族の書面による承諾により臓器提供を可能とした。その一方、提言では、15 歳以上の有効な意思表示が困難となる障害がある者の意思表示の取扱いの検討については、意思決定支援の方法の検討等を前提とするべきとされたことから、見直しは行われなかった。

○ その後、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「JOT」という。)による臓器移植や臓器提供に関するわかりやすい動画やリーフレットを活用した周知や、厚生労働省において入院時重症患者対応メディエーター²の設置を進めるなど、意思決定支援の体制構築が着実に進んでいることを踏まえ、障害の有無にかかわらず本人の意思が尊重されるよう、今般、15 歳以上の有効な意思表示が困難となる障害がある者の意思表示の取扱いについて以下のとおり見直しを行うこととする。

¹ 令和4年3月厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

² 有効な意思表示が困難となる患者を含め、重篤な状態に陥った患者及びその家族等に対し、治療方針・内容等の理解及び意向の表明を支援する専任の担当者。入院時重症患者メディエーターの人数は年々増加している。(令和4年度末 449 人、令和5年度末 904 人、令和6年度9月末 1,170 人)

- ・15 歳以上で有効な意思表示が困難となる障害を有する者からの臓器摘出は見合わせることにしていた記載を削除する。
 - ・15 歳以上の者について、障害の有無に関わらず、本人の医療やケアに関わってきた医療従事者等の助言も踏まえ、全ての者について本人の意思を丁寧に推定し、臓器提供の可否を慎重に判断することとする。
- 見直しに当たり行った関係団体の意見を踏まえ、意思を推定するにあたっては家族にかぎらず友人や専門家等といった本人の近親者が本人の意思を丁寧に推定した上で本人の意思を慎重に判断するなど本人の意思が丁寧に推定されるよう周知を図るとともに、今後も臓器移植や臓器提供についてのわかりやすい情報提供資材の開発や意思決定支援の検討を継続する取組を進めていくこととする。

(2) その他

①臓器あっせん機関の複数化

- 臓器あっせん機関については、平成9年に、臓器の移植に関する法律に基づき、眼球提供以外は JOT のみが担ってきたが、複数事例対応等で業務が集中していることから、臓器あっせん機関を複数化することとする。

②移植実施施設の実施状況等の公表

- 令和6年に移植実施施設における移植辞退理由を調査したところ、移植実施施設に移植希望者の登録が集中すること等により、施設の体制が整わないことを理由に移植実施施設が移植実施を辞退する事例があったことから、移植希望者や医師が移植実施施設を選択しやすくするために、臓器あっせん機関は、移植実施施設ごとの臓器のあっせん状況及び臓器移植の実施状況等を定期的に公表することとする。

③その他

- 適切な文言への修正など、所要の改正を行う。

2. 施行日

未定（パブリックコメントを令和6年度中に実施予定）